

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5068142号  
(P5068142)

(45) 発行日 平成24年11月7日(2012.11.7)

(24) 登録日 平成24年8月24日(2012.8.24)

(51) Int.Cl.	F 1	
<b>B 6 5 D 30/10</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D 30/10 Z
<b>A 4 7 K 7/00</b>	<b>(2006.01)</b>	A 4 7 K 7/00 B
<b>B 6 5 D 30/20</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D 30/20 F
<b>B 6 5 D 30/02</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D 30/02
<b>B 6 5 D 83/08</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D 83/08 D

請求項の数 11 (全 10 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2007-285680 (P2007-285680)	(73) 特許権者	507363200
(22) 出願日	平成19年11月2日(2007.11.2)		古内 衣枝
(65) 公開番号	特開2009-113817 (P2009-113817A)		埼玉県川口市元郷5丁目20番9号
(43) 公開日	平成21年5月28日(2009.5.28)	(74) 代理人	100083987
審査請求日	平成22年9月1日(2010.9.1)		弁理士 山内 梅雄
		(72) 発明者	古内 衣枝
			埼玉県川口市元郷5丁目20番9号
		審査官	会田 博行

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携帯用袋体および携帯用袋体パッケージ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の直径の筒状に形成された可撓性のシート状部材の対向する内面同士を密着するように重ね合わせてなる長方形の部材を、前記シート状部材の開口部を形成した2辺とそれぞれ直角をなす他の2辺同士を重ね合わせるようにして折り畳み、これにより得られた長方形の部材の前記他の2辺同士を同様に重ね合わせるように折り畳むことを全体として複数回繰り返した後の折り畳み物の前記開口部を形成した2辺のうちの1辺側の端部に、その辺を示す方向としての幅方向の全長にわたって、折り畳みにより重ね合わされたシート状部材のすべての対向面が互いに密着する帯状の密着保持部を形成していることを特徴とする携帯用袋体。

【請求項2】

所定の直径の筒状に形成された可撓性のシート状部材の対向する内面同士を密着するように重ね合わせてなる長方形の部材を、前記シート状部材の開口部を形成した2辺の長さが共に短くなる方向にこれら2辺と直角方向をなす折り目を用いて複数回折り畳んでなる長方形の折り畳み物の1辺側の端部に、その辺を示す方向としての幅方向の全長にわたって、折り畳みにより重ね合わされたシート状部材のすべての対向面が互いに密着する帯状の密着保持部を形成していることを特徴とする携帯用袋体。

【請求項3】

前記密着保持部は加熱によって融着されていることを特徴とする請求項1または請求項2記載の携帯用袋体。

## 【請求項 4】

前記密着保持部は接着剤で接着されていることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の携帯用袋体。

## 【請求項 5】

前記密着保持部は前記 2 辺と平行な帯状の密着状態の領域が所定間隔で複数配置された部位として構成されていることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の携帯用袋体。

## 【請求項 6】

前記密着保持部は、前記シート状部材の端部近傍が所定幅で折り返された状態で互いに密着状態に保持されていることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の携帯用袋体。

## 【請求項 7】

前記折り畳み物は、前記密着保持部で前記シート状部材が 8 枚重ねられた状態となるように折り畳まれていることを特徴とする請求項 1 記載の携帯用袋体。

## 【請求項 8】

前記シート状部材は、シート内部に補強部材が埋設されていることを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 7 いずれかに記載の携帯用袋体。

## 【請求項 9】

請求項 1 ~ 請求項 8 いずれかに記載の前記携帯用袋体を、折り畳んだ状態で、ポケットサイズのパッケージに収容したことを特徴とする携帯用袋体パッケージ。

## 【請求項 10】

前記ポケットサイズのパッケージには、前記携帯用袋体と共に、ポケットサイズに折り畳まれたティッシュペーパーが同梱されていることを特徴とする請求項 9 記載の携帯用袋体パッケージ。

## 【請求項 11】

前記ポケットサイズのパッケージには、前記携帯用袋体の用途が広告と共に印刷されていることを特徴とする請求項 9 記載の携帯用袋体パッケージ。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、各種用途に使用できる携帯用袋体およびこれを所定個数収容した携帯用袋体パッケージに係わり、たとえば防災用品として常に携行可能な携帯用袋体および携帯用袋体パッケージに関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

地震や火災あるいは水害等の災害への関心が高まっており、各種の防災用品が販売されている。また、飲料水や簡易トイレ等の幾つかの備品をまとめて袋詰めしたのも販売されている。このような防災用品は、災害が発生したときに常に自分の周囲に存在することが重要である。そこで、縫いぐるみの一部に取り出し口を設け、内部に食品、医薬品、トイレトペーパーや飲料水等の備品を入れておくことが、本発明の第 1 の関連技術として提案されている（たとえば特許文献 1 参照）。

## 【0003】

しかしながら、縫いぐるみは、特に大人が屋外で携行するには抵抗がある。そこで背負い型のカバンに浮き袋や防災用の小物を収容することが、本発明の第 2 の関連技術として提案されている（たとえば特許文献 2 参照）。

## 【0004】

この第 2 の関連技術では、背負い型のカバンに防災用品を収容するので、持ち歩きに便利である。また、水害時にはカバンと一体となった袋にエアーを注入することで浮き袋にすることができる。したがって、水害にも対応できるという利点がある。

【特許文献 1】特開 2000 - 051537 号公報（第 0008 段落、第 0009 段落、図 1）

【特許文献 2】特開 2005 - 075324 号公報（第 0005 段落、図 5）

10

20

30

40

50

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0005】

しかしながら、第1および第2の関連技術では、防災用品を入れた縫いぐるみやカバン等の容器がかなりの容量を占め、また、重量もあるので、通勤や、ちょっとした買い物にこれらを携行することはできない。この一方で、エレベータや電車等の乗り物に長時間閉じ込められる事故や、火事、水害といった身の回りの危険は、行く先を問わずに発生するおそれがある。

## 【0006】

そこで本発明の目的は、ポケットに入るサイズで各種の非常事態に最低限対応可能な携帯用袋体および携帯用袋体パッケージを提供することにある。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0007】

本発明の携帯用袋体は、所定の直径の筒状に形成された可撓性のシート状部材の対向する内面同士を密着するように重ね合わせてなる長方形の部材を、前記シート状部材の開口部を形成した2辺とそれぞれ直角をなす他の2辺同士を重ね合わせるようにして折り畳み、これにより得られた長方形の部材の前記他の2辺同士を同様に重ね合わせるように折り畳むことを全体として複数回繰り返した後の折り畳み物の前記開口部を形成した2辺のうちの1辺側の端部に、その辺を示す方向としての幅方向の全長にわたって、折り畳みにより重ね合わされたシート状部材のすべての対向面が互いに密着する帯状の密着保持部を形成していることを特徴としている。

また、本発明の携帯用袋体は、所定の直径の筒状に形成された可撓性のシート状部材の対向する内面同士を密着するように重ね合わせてなる長方形の部材を、前記シート状部材の開口部を形成した2辺の長さが共に短くなる方向にこれら2辺と直角方向をなす折り目を用いて複数回折り畳んでなる長方形の折り畳み物の1辺側の端部に、その辺を示す方向としての幅方向の全長にわたって、折り畳みにより重ね合わされたシート状部材のすべての対向面が互いに密着する帯状の密着保持部を形成していることを特徴としている。

## 【0008】

この携帯用袋体は、シート状部材の端部近傍が所定幅で折り返された状態で互いに密着状態に保持されていてもよく、これによりこの端部近傍の強度を十分保つことができる。密着保持部は加熱によって融着されていてもよいし、接着剤で接着されていてもよい。また、密着保持部は前記した2辺と平行な帯状の密着状態の領域が所定間隔で複数配置された部位として構成されていてもよい。更に、前記した折り畳み物は、前記したシート状部材が8枚重ねられた状態となるように折り畳まれていてもよい。更にまた、携帯用袋体を構成するシート状部材は、機密性の各種の素材を使用することができる。シート状部材を補強するために、たとえば網状の補強材をシート内部に封止するようなものであってもよい。

## 【0009】

また、本発明の携帯用袋体パッケージは、請求項1～請求項8いずれかに記載の前記した携帯用袋体を折り畳んだ状態で、ポケットサイズのパッケージに収容したものであることを特徴としている。これにより、ポケット等のわずかな空間に携帯用袋体をパッケージ化して収容することができる。

## 【発明の効果】

## 【0010】

以上説明したように本発明の携帯用袋体によれば、所定の直径の筒状に形成された可撓性のシート状部材を折り畳んだ状態でその一端近傍を幅方向の全長にわたって、折り畳みにより生じたすべての対向面で互いに密着して帯状の密着保持部を形成している。この結果、シート状部材を折り畳まずに一端を封止しているものと比較して、シートを封止したエッジ部分にかかる水圧等の圧力を分散することができる。したがって封止下部分の強度を十分保つことができるばかりでなく、密着保持部の長さが短くなるので、水等の溶液や

10

20

30

40

50

流動性の物質を入れたとき、この部分が底部中央に位置することで底部全体が安定するという効果がある。

【0011】

また、本発明の携帯用袋体パッケージはポケットティッシュとほぼ同一の形状で商業的に流通させることができるので、携行しやすく、何かのときにすぐに携帯用袋体を取り出して使用することができる。したがって、広告宣伝のツールとして利用ことができ、ユーザは経済的な負担なく利用できる可能性が高く、広範囲な流通により、結果的に各種の事態に対して広範囲に活用することができるという優れた効果を奏する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

以下実施例につき本発明を詳細に説明する。

【実施例1】

【0013】

図1は、本発明の一実施例における携帯用袋体を収容した携帯用袋体パッケージの外観を表わしたものである。携帯用袋体パッケージ100は、銀行等の企業が販売促進や広告のために路上で無料配布するポケットティッシュと外観上でほぼ同一のものとなっている。本実施例の携帯用袋体パッケージ100はその表面101に、防災袋が入っていることの表示と、災害時に必要な情報が印刷されていると共に、広告主の名称や電話番号と簡単な広告が印刷されている。表面101には、ミシン目102が加工されており、災害時にここから携帯用袋体としての防災袋を所定枚数順次取り出すことができるようになっている。防災袋であることの表示がミシン目102の存在する表面側に行われているのは、ティッシュペーパーと間違わないようにするためである。

【0014】

図2は、この携帯用袋体パッケージの裏面の印刷内容を表わしたものである。携帯用袋体パッケージの裏面103には、防災袋の用途と簡単な説明が印刷されている。文章の代わりにイラストが適宜使用されてもよい。本実施例の携帯用袋体パッケージ100の表面に防災袋であることの表示と袋の説明を行い、裏面側の全部を広告に使用してもよい。

【0015】

図3は、携帯用袋体パッケージから取り出した防災袋の外観を表わしたものである。防災袋111は折り畳まれた状態となっており、薄いポリエチレンシートあるいはビニールがコートされた不織布のような空気や水を通さない薄い可撓性の筒状の材料を加工したものである。ポリエチレンシートを二重構造として内部に糸で編んだ網目を挟み込んで接着し、袋自体の引っ張り強度を高めたものであってもよい。

【0016】

この防災袋111の開口部側の端部には赤色等の目立つ色で帯状の印刷111<sub>1</sub>が行われており、開口部側であることが分かるようになっている。本実施例では、「開口部」という文字112も印刷で表示されている。これら印刷の一方または全部を省略することでコストダウンを図ることも自由である。

【0017】

図4は、防災袋を展開した状態を表わしたものである。防災袋111は、厚さ0.02~0.03mm(ミリメートル)の半透明なポリエチレンシート121を筒状に形成したものを対向面を密着するように重ね合わせたときのサイズが、30cm(センチメートル)×42cmとなっている。図で示した破線は、折り畳みの行われる位置をそれぞれ示したものである。

【0018】

図5~図9は、図4に示したようにシートを二重にした状態で長方形となったポリエチレンシートから防災袋を形成する工程を表わしたものである。まず、図5に示すように開口部を構成する二辺131、132の中点133、134を結ぶ仮想線135を、折り目を示す線として、これ以外の二辺136、137が重なり合うように、筒状のポリエチレンシート121の1回目の折り畳みを行う。

10

20

30

40

50

## 【0019】

図6は、1回目の折り畳みが行われた状態を表わしたものである。重なり合った二辺136、137と、前記した仮想線135に対応する辺138が位置的に重なり合うようにこれらの中央に位置する仮想線139を、折り目を示す線として筒状のポリエチレンシート121の2回目の折り畳みを行う。

## 【0020】

図7は、この2回目の折り畳みが行われた状態を示したものである。ポリエチレンシート121は結果的に8枚重ねの状態となっている。

## 【0021】

図8は、この状態で一方の開口部を溶着した状態を表わしたものである。開口部を構成する一辺131の近傍を全幅で帯状に加熱溶着を行い、封止部141を形成する。封止部141は、ポリエチレンシート121を8枚重ね合わせた部分となっている。したがって、この部分を強固に封止することができる。

10

## 【0022】

図9は、このようにして折り畳まれた筒状のポリエチレンシートを、コンパクトにするための折り畳み位置を示したものである。中央の折り畳み位置151で、まず二辺131、132が重なるように2つに折り畳む。更に図9で長辺を4等分する他の2つの折り畳み位置152、153が重なるように折り畳むと、図3に示す折り畳まれた防災袋111が完成する。なお、図3に示した開口部を示す印刷111<sub>1</sub>は、図4に示した状態で行っておく。

20

## 【0023】

図10は、完成した防災袋を使用に際して展開し、かつ封止されていない側の開口部にエアを吹き込んで広げた状態で、これに水を適量入れた状態を示したものである。図8に示した封止部141は、開口部を構成する辺132の全長の8分の1の長さとなっている。したがって、この封止部141が防災袋111の底の中央に比較的小面積を占めて位置することになる。そして、封止部141を中心に、折り畳んだ箇所を展開した際に生じた8方向のヒダ142が放射状に存在することで、防災袋111に水161を入れた状態で、座りの良好な底部を有する容器を構成することになる。

## 【0024】

これにより、防災袋111が実施例のサイズの場合、約3リットルの水を入れたバケツ状の容器として水を確保することができる。ただし、ポリエチレンシート121の厚さによっては転倒しないための多少の支えが必要である。また、防災袋111の上部を結んで縛ることで、持ち運び可能な水容器として活用することができる。更に、水の変わりに氷を入れることで氷嚢として用いることも可能である。更にまた、空気の新鮮な場所で口から息を吹き込んで図10と同様の形状に膨らませて開口部側を手で持って口や鼻を覆うことによって、火事の際の煙を吸うことなく、呼吸をしながら火事場や有毒ガスの発生現場から脱出することができる。

30

## 【0025】

もちろん、エレベータや乗り物に長時間閉じ込められるような事故が発生した場合には、これをトイレとして使用したり、アルコールや交通機関で酔った場合のエチケット袋として使用したりすることもできる。したがって、図1に示したような携帯用袋体パッケージ100の状態でポケットやバックに常に携行しておくことで、自分だけでなく他人の非常時に大変重宝することになる。

40

## 【0026】

本実施例ではシート材としてポリエチレンシート121を使用したもので、-30～80位の温度範囲で使用することができ、しかも焼却時に塩化水素等の有害ガスが発生することがない。しかも、水等の容器に使用したとき、十分な強度を保つことで各種用途に適用することができる。

## 【0027】

しかも実施例では防災袋をパッケージに収容したので、これに広告を表示することで、

50

企業が無料で顧客に配布することができる。したがって、防災袋 1 1 1 の収容された携帯用袋体パッケージ 1 0 0 を各人が経済的な負担や重量的な負担を生じることなく取得し、ポケットやカバンに収容して常に携行することができる。これにより、非常時に大変重宝することになり、場合によっては人命を救うこともできる。

【 0 0 2 8 】

また、パッケージの表面や防災袋の表面に災害用伝言ダイヤル等の非常時に必要な情報を予め印刷しておくことで、携帯用袋体パッケージ 1 0 0 を所持している者が非常時にこれらの情報を見て活用することができる。

【 0 0 2 9 】

< 発明の変形可能性 >

10

【 0 0 3 0 】

以上説明した防災袋は、各種の変形が可能である。

【 0 0 3 1 】

図 1 1 は、折り畳まれた防災袋の表面には、接着用のテープ 1 1 3 によって、所定長の紐 1 1 4 の一端が固定されている。ユーザは、用途によってこの紐 1 1 4 を防災袋 1 1 1 と組み合わせて使用することができる。

【 0 0 3 2 】

図 1 2 は、封止部の変形例を示したものであり、実施例の図 8 に対応するものである。開口部を構成する一辺 1 3 1 の近傍に 2 箇所封止部 1 4 1、1 4 2 が形成されている。これにより、一方の開口部側の封止を補強することができる。なお、封止は加熱による溶着に限らず、接着剤で行ってもよい。

20

【 0 0 3 3 】

なお、実施例および変形例では、図 8 および図 1 2 に示したようにシート材を 8 重にした状態でその端部を封止することにしたが、これに限定されるものではない。折り畳んで重ね合わせる回数は防災袋 1 1 1 の大きさとも関係するが 4 重、16 重と任意の重ねあわせを実現することができる。一般には、ある程度の枚数重ね合わせた後に開口部の一端を封止することで、図 1 0 に示したような使用状態で底部の座りを安定させることができる。

【 0 0 3 4 】

また、実施例では筒状で両端が開口となったポリエチレンシート 1 2 1 を使用したが一端をすでに閉じた市販のゴミ袋のような一次加工品を使用して図 7 に示すように折り畳み、図 8 に示すように開口部を構成する辺 1 3 2 の反対側に封止部 1 4 1 を形成するようにしてもよい。また、封止部 1 4 1 は開口部を構成する辺 1 3 1 から間隔を置いて配置する必要はなく、辺 1 3 1 の部分を直接、融着あるいは接着するものであってもよい。

30

【 0 0 3 5 】

更に実施例では広告を携帯用袋体パッケージの表面 1 0 1 に印刷することにしたが、ポケットティッシュの場合と同様に広告や防災袋の説明を印刷した長方形の用紙を防災袋 1 1 1 と共に携帯用袋体パッケージ 1 0 0 内に封入するものであってもよい。また、防災袋 1 1 1 を構成するシート状の部材に同様の印刷を行ってもよいことは当然である。

【 0 0 3 6 】

40

また、実施例では防災袋 1 1 1 を構成するシート状の部材をエチケット袋のような使用を前提として半透明としたが、透明であってもよいし、所定の色に印刷あるいは着色されたものであってもよい。模様を印刷したものであってもよいことは、もちろんである。シートの厚さおよび材料は実施例で示したものに限定されないことは当然である。

【 0 0 3 7 】

更に防災袋 1 1 1 は折り畳んでポケットティッシュと同様の携帯用袋体パッケージ 1 0 0 に収容してもよいが、図 8 に示した状態の長尺物をロール状に巻回して円筒状のパッケージに収容することも可能である。また、防災袋 1 1 1 を収容する携帯用袋体パッケージ 1 0 0 のサイズや形状は各種のものが市場に出回っており、これらのいずれに対しても本発明を適用することができる。たとえば、携帯用袋体パッケージ 1 0 0 のサイズは子供用

50

のものがあってもよく、防災袋 111 の展開時のサイズもたとえば実施例で示したサイズの半分程度であってもよい。また、帯用袋体パッケージ 100 の形状は長方形である必要がなく四角形あるいはこれを対角線で折り畳んだ 3 角形であってもよい。

【0038】

更にまた、封止部は開口部を構成する端部を 1 回等の所定回折り畳んで、その上を溶着等で封止するようにしてもよい。これにより、同様に封止部の強度および密閉性を高めることができる。また、封止部の反対側の開口部を一周するようにこの部分に予め紐を通しておき、使用時に防災袋 111 を巾着袋として使用することもできる。

【0039】

また、ポケットサイズの携帯用袋体パッケージ 100 には、携帯用袋体としての防災袋 111 を 1 枚あるいは数枚と共に、ポケットサイズに折り畳まれたウェットティッシュが適宜の枚数組み合わせられて封入されていてもよい。このウェットティッシュが更に滅菌処理されていれば防災袋 111 の使用の過程で衛生的な処理が可能になる。もちろん、ウェットティッシュの代わりに、通常のティッシュペーパーが防災袋 111 と共に適宜の枚数組み合わせられて封入されていてもよい。

【0040】

この場合、携帯用袋体パッケージ 100 の表面には、エチケット袋等の表示を行って、飲食店のカウンタや飛行機の座席の前のポケット等の適宜の場所に置いておけばよい。このような携帯用袋体パッケージ 100 は、顧客に安心感を与えるだけでなく、交通機関の汚れにより周囲の者に不快な環境を与えることを効果的に防止することができる。特にトイ

【0041】

なお、防災袋 111 自体は携帯用袋体パッケージ 100 に複数枚収容する場合、これらが 1 枚ずつ折り畳まれた状態で収容されていてもよいし、複数枚が 1 枚ずつミシン目で分離可能な状態で、一緒に折り畳まれた状態で収容されていてもよい。ティッシュペーパーについても同様にその収容形態が限定されるものではない。

【図面の簡単な説明】

【0042】

【図 1】本実施例の携帯用袋体パッケージの外観を示す斜視図である。

【図 2】本実施例の携帯用袋体パッケージの裏面の印刷内容を表わした平面図である。

【図 3】本実施例の携帯用袋体パッケージから取り出した防災袋の外観を表わした斜視図である。

【図 4】本実施例の防災袋を展開した状態を表わした平面図である。

【図 5】実施例で 1 回目の折り畳みが行われる前の防災袋を表わした平面図である。

【図 6】実施例で 1 回目の折り畳みが行われた状態の防災袋を表わした平面図である。

【図 7】実施例で 2 回目の折り畳みが行われた状態の防災袋を表わした平面図である。

【図 8】実施例で折り畳んだ一方の開口部を溶着した状態の防災袋を表わした平面図である。

【図 9】図 8 の状態の防災袋をコンパクトに折り畳む位置を示した説明図である。

【図 10】実施例で完成した防災袋を使用に際して展開し、水を知れた状態を示す斜視図である。

【図 11】本発明の変形例として折り畳まれた防災袋の表面に紐を取り外し自在に取り付けた状態を示す斜視図である。

【図 12】本発明の他の変形例で一方の開口部を溶着した状態の防災袋を表わした平面図である。

【符号の説明】

【0043】

100 携帯用袋体パッケージ

102 ミシン目

10

20

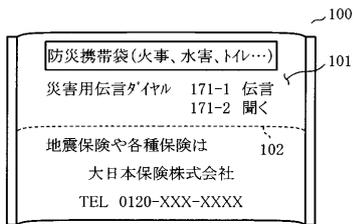
30

40

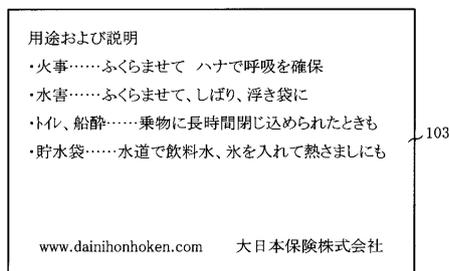
50

- 1 1 1 防災袋（携帯用袋体）
- 1 1 1<sub>1</sub> （開口部を示す）印刷
- 1 1 2 文字
- 1 1 4 紐
- 1 3 1、1 3 2 開口部を構成する辺
- 1 4 1、1 4 2 封止部

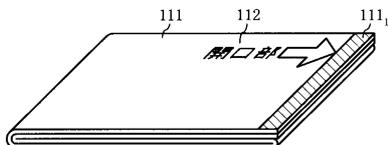
【図 1】



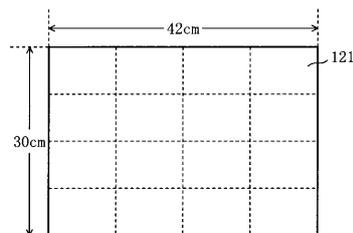
【図 2】



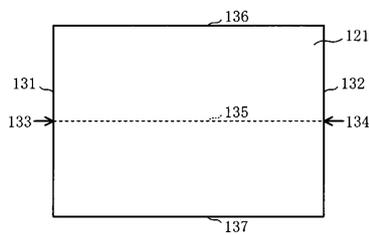
【図 3】



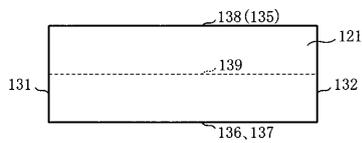
【図 4】



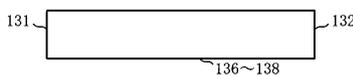
【図 5】



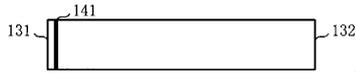
【図 6】



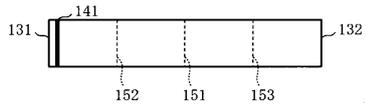
【図 7】



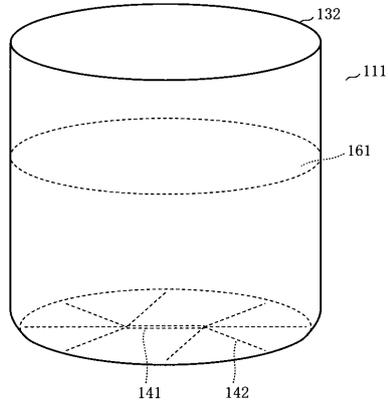
【 8 】



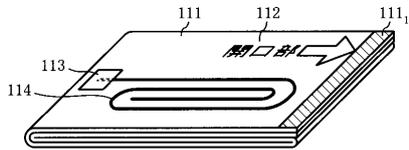
【 9 】



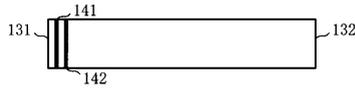
【 10 】



【 11 】



【 12 】



---

フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I  
A 4 5 C 11/00 (2006.01) A 4 5 C 11/00 N

(56)参考文献 特開2000-025901(JP,A)  
特開2004-091205(JP,A)  
登録実用新案第3099566(JP,U)  
登録実用新案第3109061(JP,U)  
特開平11-236101(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
B 6 5 D 3 0 / 0 0  
B 6 5 D 8 3 / 0 8  
A 4 5 C 1 1 / 0 0  
A 4 7 K 7 / 0 0